平成２３年（再イ）第４４号
北九州市小倉南区沼南町１丁目13番17―502号
再生債務者　木塚　基治
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月16日まで
平成23年７月26日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再イ）第４号
福岡県大牟田市原山町110番地２
再生債務者　杉本　誠二
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月22日まで
平成23年７月25日
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（再イ）第９号
広島市佐伯区杉並台48番地４
再生債務者　平岡　智子
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月23日まで
平成23年７月26日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第４８号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田994番地１　天王ハイツ203号
再生債務者　谷本　昌繁
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月23日まで
平成23年７月26日　松山地方裁判所

平成２３年（再イ）第５号
愛媛県今治市南宝来町２丁目７番地17
再生債務者　原田　英二
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月23日まで
平成23年７月26日　松山地方裁判所今治支部

平成２３年（再イ）第４号
熊本県八代市永碇町1348番地２
再生債務者　杉山　寛
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月23日まで
平成23年７月26日　熊本地方裁判所八代支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第６７号
千葉県松戸市常盤平７－８－５―301
再生債務者　三宅　武久
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年７月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年７月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再イ）第４０号
三重県伊賀市四十九町2301　メゾフォルテM―３―A
再生債務者　石川　靖浩
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年３月17日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成23年７月26日　津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（再イ）第１７８３号
東京都渋谷区本町１―15―19―302、認可決定時の住所東京都豊島区要町１―17―15―210
再生債務者　小林　正典
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年４月１日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年７月22日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第２０号
東京都渋谷区笹塚１―33―２―301
再生債務者　行吉　淳
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年７月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第２９８号
東京都江戸川区船堀５―３―22―402
再生債務者　石川　文也
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年７月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第６７号
福島県双葉郡楢葉町大字井出字八石95番地
再生債務者　松本　道雄
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年７月26日
福島地方裁判所いわき支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第３号
石川県能美市辰口町180番地６
再生債務者　中　功
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月16日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月30日から平成23年９月６日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（再ロ）第１００５９号
神奈川県川崎市幸区堀川町72―21　ラゾーナ川崎レジデンスＬ―1101
再生債務者　秋田二三人
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月22日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月５日から平成23年９月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第５号
大津市富士見台57番３号
再生債務者　和田　修治
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月22日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月５日から平成23年９月12日まで
大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１７号
名古屋市千種区富士見台５丁目24番地の２希望ヶ丘グランドハイツ212号
再生債務者　森　清幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年８月15日まで
平成23年７月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再ロ）第４４号
大阪市西淀川区出来島３丁目３番２―106号
再生債務者　上村弘二こと　金　龍權
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年８月23日まで
平成23年７月26日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第３号
福岡市西区今宿青木100番地８
再生債務者　堤　良広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月21日
福岡地方裁判所第４民事部